

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

税のお知らせ

公民館での「確定申告・住民税申告」延長
4月16日（木）正午まで

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁（税務署）における確定申告の期限延長に合わせ、公民館での申告受付の期間を延長し対応しています。

また、町への住民税申告の期限についても同様に延長し対応していますので、申告が必要な人は、期限までに申告してください。

【ご注意】

次の人は、「名寄税務署」での確定申告（郵送又はe・Taxでも可）となります。

○申告所得税…青色申告、分離譲渡所得（不動産、株式等）、FX取引、仮想通貨（暗号資産）等の申告がある人

税のお知らせ

○消費税…「個人の農業所得者の人で簡易課税制度を選択されている人」以外の人

○贈与税の申告対象の人

■受付期間

4月16日（木）正午まで
（土曜・日曜・祝日除く。）

■受付時間

午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）

※最終日4月16日（木）の受付は、正午まで

■受付会場

公民館2階・視聴覚室

■お問い合わせ

税務住民課

☎4-2511
内線535・599
☆4-251103



税のお知らせ

令和2年度町税等の納付は、口座振替が便利です

町税等（軽自動車税、町道民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納付は、納め忘れない口座振替をお勧めします。

北星信用金庫、北はるか農業協同組合下川支所、郵便局の口座でご利用できます。

手続きは、銀行印をご持参の上、各金融機関または役場税務住民課で行ってください。ただし、郵便局のご利用希望の人は、役場税務住民課では手続きができませんので、郵便局で行ってください。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎4-2511
内線114・115
☆4-251103

後期高齢者医療からのお知らせ

令和2・3年度の保険料率

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されることになっています。

均等割では、年間1,843円増の52,048円。所得割では、0.39%増の10.98%。限度額では2万円増の64万円となりました。

この保険料率に基づく令和2年度の保険料額は、「保険料決定通知書」により、8月に個別に通知します。なお、世帯主や加入者の所得に応じて、保険料の軽減があります。詳しくはお問い合わせください。

令和2・3年度の保険料率に基づく保険料額

均等割 一人当たりの額 52,048円	+	所得割 本人の所得に応じた額 $\left(\begin{array}{l} \text{※令和元年中} \\ \text{の所得} \end{array} - 33\text{万円} \right) \times 10.98\%$ <small>※令和3年度は、令和2年中の所得</small>	=	1年間の保険料 100円未満切捨て 限度額64万円
---	---	--	---	---